

令和7年3月3日

関係機関各位

那覇市福祉部
ちゃーがんじゅう課

那覇市介護予防・日常生活支援総合事業の事業実施に係る
要綱・要領の改正について

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より、介護保険制度についてのご理解、ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、令和6年8月5日付厚生労働省老健局長通知「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの一部改正について」（老発 0805 第4号）において、介護予防・日常生活支援総合事業の目的、運用方法等の改正が行われたことから、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業の事業実施に係る下記の要綱及び要領についても改正を行いましたので、お知らせいたします。

なお、各事業において、様式の指定があるものは、施行日（令和7年4月1日）以降については、新様式を使用していただきますようお願いいたします。

記

1. 那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
2. 那覇市介護予防ケアマネジメント実施要領
3. 那覇市元気向上通所型サービス実施要領（通所型サービス・活動A）
4. 那覇市住民主体通所型サービス補助金交付要綱（通所型サービス・活動B）
5. 那覇市住民主体通所型サービス実施要領（通所型サービス・活動B）
6. 那覇市短期集中地域リハビリ教室事業実施要領（通所型サービス・活動C）
7. 那覇市生活支援訪問型サービス実施要領（訪問型サービス・活動A）
8. 那覇市地域支えあい訪問型サービス(団体型)補助金交付要綱（訪問型サービス・活動B）
9. 那覇市地域支えあい訪問型サービス事業(団体登録型)実施要領
（訪問型サービス・活動B）

お問い合わせ先

那覇市ちゃーがんじゅう課 包括支援グループ

TEL : 862-9010 / FAX : 862-9648